

地域福祉計画（平成26年度一部改定）

§ 武蔵野市健康福祉総合計画2012（平成24年度～29年度）地域福祉計画 一部改定の位置づけ

日本の社会保障制度は今、大きな変化の渦中にあります。その発端となる平成25年8月に出された社会保障制度改革国民会議報告書（以下「報告書」という）では、持続可能な社会保障制度を目指すとともに「すべての世帯が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図る。」ことを掲げ、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野に渡って改革の道筋が示されています。

この中で特に介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築と制度の持続可能性の確保を目的とした予防給付（予防訪問介護、予防通所介護）の地域支援事業への移行などが行われることとなりました。

地域で高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、介護保険サービスだけではなく、地域住民による支援も含めた統合的なサービス提供体制の構築が必要となっています。

また、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を目的とした生活困窮者自立支援法が成立しました。平成27年4月より全国の自治体で生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の支援がはじまります。

地域福祉分野においても、このような社会保障制度改革の流れを受けた新たな取組みが求められています。

これらを踏まえ、地域福祉計画の一部改定を行います。

§ 改定のポイント

武蔵野市健康福祉総合計画2012（平成24年度～29年度）第2章 地域福祉計画の改定内容と掲載ページは以下の表のとおり。

頁	内容
18	第1節 武蔵野市における地域福祉施策の実績と現状 第3項 安心して暮らせるまちづくり （2）生活弱者への支援に生活困窮者自立支援法の成立について追記する。 （3）災害時の要援護者対策の検討に災害対策基本法の改正とこれに伴う災害時避難行動支援体制検討委員会での検討事項を追記する。 詳細については3ページに記載
25	第3節 重点的取組み 重点的取組み1 市民が主体となる地域福祉活動の推進の前に重点的取組み1 社会保障制度改革に対応した地域福祉活動の推進を追加する。

	<p>主な事業に■地域支えあいポイント制度（仮称）の検討 と ■生活困窮者自立支援事業の実施を追加する。</p> <p>現行計画の重点的取組み1 市民が主体となる地域福祉活動の推進 以降、順次繰り下げる。</p> <p>社会保障制度改革に対応した地域福祉活動の推進の詳細については4ページに記載</p>
28	<p>第5節 地域福祉計画の施策・事業</p> <p>第1項 支え合いの気持ちをつむぐ</p> <p>（2）市民が主体となる地域福祉活動の推進、及び事業「市民社協との連携強化」に生活支援コーディネーターに関する記述を追記する。</p> <p>詳細については6ページに記載</p>
30	<p>第5節 地域福祉計画の施策・事業</p> <p>第1項 支え合いの気持ちをつむぐ</p> <p>（4）災害時要援護者対策の推進 を 災害時要援護者対策及び避難支援体制づくりの推進に改め、災害対策基本法の改正とこれに伴う災害時避難行動支援体制についてを追記する。事業名「安否確認体制の推進」及び「災害時要援護者対策の全体像の検討」を統合し「安否確認及び避難支援体制づくりの推進【拡充】」とする。</p> <p>詳細については7ページに記載</p>
31	<p>第5節 地域福祉計画の施策・事業</p> <p>第2項 誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりの推進</p> <p>（1）在宅支援のネットワークづくりの推進</p> <p>事業名「財政援助出資団体との連携強化」に市民社協と福祉公社の統合の検討について追記する。</p> <p>詳細については7ページに記載</p>
32	<p>第5節 地域福祉計画の施策・事業</p> <p>第2項 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進</p> <p>（3）生活困窮者への支援</p> <p>事業名「様々な制度の活用」を「生活困窮者自立支援事業の実施【新規】」へと変更する。</p> <p>詳細については8ページに記載</p>
33	<p>第5節 地域福祉計画の施策・事業</p> <p>第3節 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり</p> <p>（1）高齢者・障害者の活動支援の促進</p> <p>事業名「地域支えあいポイント制度の検討【新規】」を追加する。</p> <p>詳細については9ページに記載</p>

第1節 武蔵野市における地域福祉施策の実績と現状

第3項 安心して暮らせるまちづくり

(2) 生活弱者への支援

- 平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から、いわゆる第2のセーフティネットとして生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策の強化を行うこととなり、事業開始に向けた準備を進めています。

(3) 災害時の要援護者対策の検討

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正及び同年8月に内閣府が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、これまでの災害時要援護者対策事業を見直す必要が生じたため、「災害時避難行動支援体制検討委員会」を設置し、新たな課題及び課題に対する方向性を検討しました。
- 「災害時避難行動支援体制検討委員会」では、これまで地域社協が担ってきた災害時要援護者への安否確認の仕組みを土台とし、これを充実させる形でシルバー人材センターや避難所運営組織が中心となる「安否確認チーム」の結成や、市民安全パトロール隊や防災推進員、避難所運営組織が中心となる「避難支援チーム」の結成、介護・障害事業者による安否確認、民生委員・児童委員や市民社協（ボランティア）、在宅介護支援センター等による情報・物資の提供といった生活支援など、安否確認から避難支援、その後の生活支援に至る一連の体制構築に向けた検討を行いました。

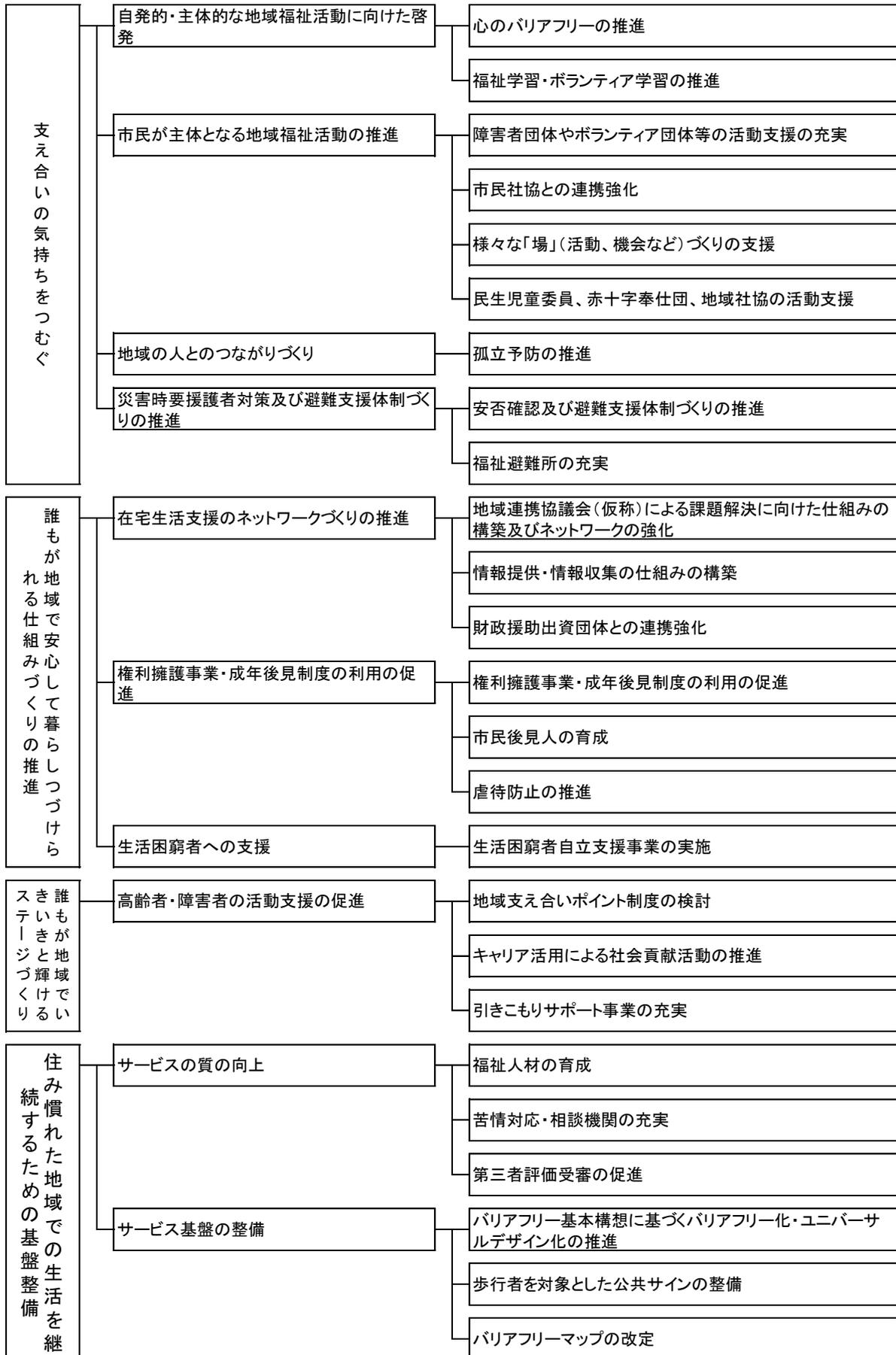
第3節 重点的取組み

重点的取組み1 社会保障制度改革に対応した地域福祉活動の推進

- 先に述べましたが、社会保障制度改革の流れの中で、地域住民による支援も含めた統合的なサービス提供体制の構築が必要となっています。
- 介護保険制度改革において、現在要支援1または2と判定されているいわゆる「軽度者」への介護予防給付の一部（予防訪問介護・予防通所介護）が地域支援事業（新しい総合事業）に移行され、市町村長の権限によるサービス提供へと変わります。住民主体による支援に位置付けられる訪問型サービスB事業や通所型サービスB事業を担う、あるいは補完していくものとしての地域住民による支え合い活動の位置づけ、体系化を検討していくことが必要です。
- 武蔵野市の将来人口推計（平成26年9月）によると、老年人口は増加傾向が続き、現在21.5%の老年人口（比率＝高齢化率）は、平成57（2045）年には33.1%に達すると見込まれています。高齢者自身が社会参加・社会貢献活動への参加を通じて地域を支える担い手になっていただくとともに、ご自身の介護予防、健康寿命の延伸につなげていただく取組みが重要となっています。「地域支え合いポイント制度（仮称）」の創設について検討します。
- また、生活困窮者自立支援法では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることとされました。平成27年4月の法施行に合わせて、生活福祉課に生活保護を含む生活困窮者の新規相談窓口を設置するとともに、自立相談支援事業を伴走型支援の実績がある事業者に委託し、支援を行っていきます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">■ 地域支え合いポイント制度（仮称）の検討■ 生活困窮者自立支援事業の実施
------	------------------------------------------------------------------------------------------------

地域福祉計画の施策体系



第5節 地域福祉計画の施策・事業

第1項 支え合いの気持ちをつむぐ

(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

- 地域福祉コーディネーター（仮称）については、市民社協が策定した第三次地域福祉活動推進計画を経て導入に向けた検討が行われたところですが、この度の介護保険等制度の改正により新たに設置される生活支援コーディネーターとその役割の多くが重なることが明らかになりました。現在生活支援コーディネーターを地域包括支援センター内に配置する方向で検討を進めており、導入後の活動を見ながらその後の展開を図っていきます。

事業	内容
市民社協との連携強化 【拡充】	<input type="checkbox"/> 市民社協が策定する第3次地域福祉活動計画と施策・事業間の連携を積極的に図ります。 <input type="checkbox"/> 地域福祉コーディネーターの配置については、地域包括支援センターに配置が予定されている生活支援コーディネーターの推移を見ながら、配置の是非も含めて検討します。

(4) 災害時要援護者対策及び避難支援体制づくりの推進

- 平成25年6月に改正された災害対策基本法では、高齢者・障害者等に関する新たな取組みとして「避難行動要支援者」が規定されました。また、各市町村には、事前登録の有無に関わらず、避難行動要支援者を記載した名簿を作成することが義務付けられ、大規模災害の発生あるいはそのおそれがある際に、消防、警察等関係機関に対して名簿情報を提供することができることとされました。
- さらに、内閣府が平成18年に策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」は、新たに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」として改定され、各自治体には、地域の特性や実情を踏まえた、適切かつ速やかな対応が求められています。
- 以上のことから、市では、個人情報の保護に配慮しながら、各関係機関及び各担当部署との連携の下で、災害時避難支援体制の仕組みづくりに取り組んでいきます。

事業	内容
安否確認及び避難支援体制づくりの推進【拡充】	<p>□従来の地域社協、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター、市民社協に加えて、新たにシルバー人材センター、避難所運営組織、医療・福祉・介護事業者、その他市民ボランティア等とも協力して要援護者の把握と支援者の確保に努め、安否確認の仕組みを推進します。</p> <p>□避難支援体制については、避難所運営組織、市民安全パトロール隊、防災推進委員等との連携を深め、災害発生後速やかに行動できる仕組みづくりを推進します。</p> <p>□地域防災計画の改定と合わせて、市の関係部署を中心として災害発生から復興期に至るまでの避難行動要支援者及び災害時要援護者対策の全体像の検討を進めます。</p>

第2項 誰もが地域で安心して暮らしてつづけられる仕組みづくりの推進

(1) 在宅支援のネットワークづくりの推進

- 市民社協と福祉公社について、高齢化の進展や介護保険制度の改正、生活困窮者自立支援などに対応しながら、これからの地域社会を一層効果的に支えていくために統合へ向けた検討を開始します。

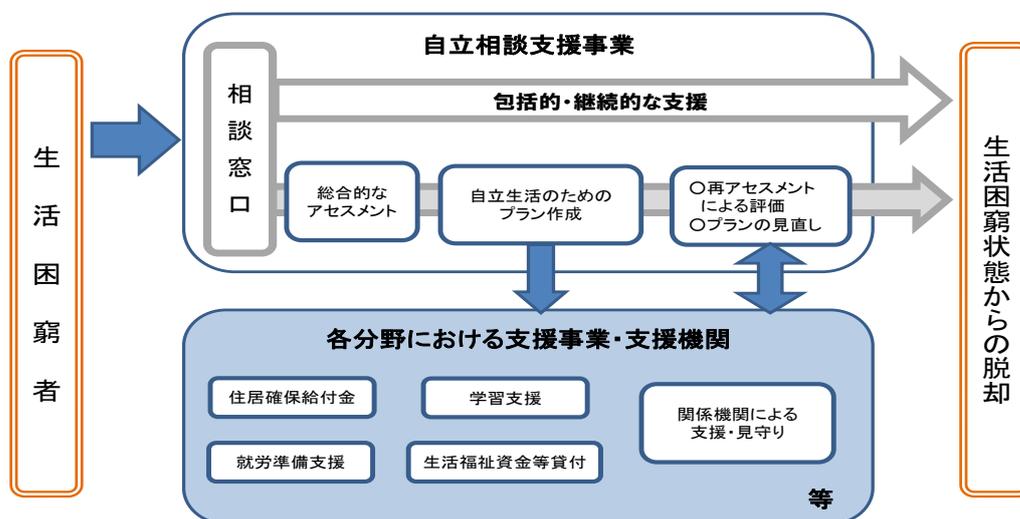
事業	内容
財政援助出資団体との連携強化	<p>□各団体の自立性を尊重しながら、地域の課題解決にとって有効な組織や連携のあり方をコーディネートします。</p> <p>□市民社協と福祉公社については、これからの地域社会を一層効果的に支えていくために両団体と市とで統合へ向けた検討を開始します。課題の抽出・整理や目指すべき方向性について検討します。</p>

(3) 生活困窮者への支援

- 平成27年4月から、生活困窮者自立支援事業を実施し、生活福祉資金の貸付等既存の経済的な支援と組み合わせながら相談支援員による伴走型の支援を行い、生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援の強化を進めます。

事業	内容
生活困窮者自立支援事業の実施【新規】	<ul style="list-style-type: none"> □庁内外の関係機関と連携し、生活困窮者の発見に努めます。 □複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、相談支援員が伴走型の支援をする自立相談支援事業、現在離職し、住宅を喪失している方、またはその恐れのある方に対し家賃を支給する住居確保給付金事業、コミュニケーション能力等の訓練を行い、より就労へとつなぎやすくする就労準備支援事業、貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業を行います。 □関係者が協議の上、個々に支援プランを作成し、効果的な支援を行います。 □庁内の関係部署、財政援助出資団体、ハローワーク等関係機関と連携し、各機関の持つ社会資源を十分に活用した支援を行います。

<生活困窮者支援の流れ>



第3項 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進

- 介護予防や健康寿命の延伸を目的として、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加や、高齢者自身が地域を支える担い手として活動していただけるよう「地域支え合いポイント制度（仮称）」の創設を検討します。

事業	内容
地域支え合いポイント制度の検討【新規】	□介護予防や健康寿命の延伸を目的として、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加のインセンティブを高めるとともに、地域の互助の仕組みを推進するために、「地域支え合いポイント制度（仮称）」の創設を検討します。

